

5 瀬まち第 2 2 号
令和 5 年 4 月 2 6 日

瀬戸市情報公開・個人情報保護審議会

会長 江坂 正光 様

瀬戸市長 伊藤 保 徳



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について
(諮問)

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、全国統一のルールにより個人情報保護制度が運用されることとなりました。

それに伴い、地域の特性その他事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮が必要な個人情報については、地方公共団体が条例で定めることができるようになりました。

つきましては、瀬戸市個人情報保護法施行条例第 1 2 条の規定により、下記事項の対応について諮問いたします。

記

1 条例要配慮個人情報について

